

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和 8 年 7 月 10 日

米 原 市 長 角 田 航 也



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和 8 年度固定資産税 第1期督促状	小川 ルアンルン	
令和 8 年度固定資産税 第1期督促状	井関 光好	
	以上	

(注意事項) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達がされたものとみなされます。